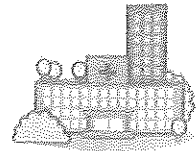


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 12

— 相続による事業承継 最終回 —

遺言執行者について

(1) 遺言執行者の必要性

遺言書を作成した場合には、遺言のなかで、遺言執行者を定めておくことをお勧めします。遺言執行者とは、相続が発生した後に、遺言書に記載されているとおりに、遺産を分配する役割を担った人をいいます。遺言執行者がいない場合、遺言書に記載された内容を実現するために、どうしても各相続人の協力が必要な事務が発生します。その際に、遺言執行者がいない場合には、遺言で多くの遺産をもらった相続人とそうでない相続人との間で些細なことで紛争となることが多いのです。遺言執行者がいれば、遺言執行者が第三者の立場で淡々と遺言の内容を実行することになります。その他、遺言による推定相続人の廃除や廃除の取消など遺言執行者でなければできない手続もあります。

遺言執行者に対しては、多くの場合遺言を執行するための手数料を支払うこととなりますが、その手数料の支払い方法も遺言書の中に記載して、遺産の中から支弁するようにすればよいのです。多少の費用はかかりますが、それによって相続人間の些細な紛争を避けることができますし、速やかに遺言書の内容を実現できることとなります。遺言執行者には、遺言を作成する際に相談した弁護士などを選任する場合がありますが、弁護士に限るものではありません。被相続人が信頼できる第三者で、かつ、被相続人よりも10歳くらいは若い人を選任するようにすることをお勧めします。

(2) 遺言執行者による遺言の執行

遺言執行者の指定は遺言の中だけで認められており、生前に取り決めておいても無効です。職務が複雑になると予想される時は遺言執行者

を複数名指定しておくことも可能です。遺言執行者は、相続が開始すると早速遺言の実行にかかります。

①財産目録の作成

遺言執行者は、不動産の登記簿や預金通帳など、遺言の執行のために必要な財産を確認するため、相続財産を調べて財産目録を作り、相続人に提示します。

②管理・執行行為

遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利債務者を有しており、遺言に則って実際に遺産を分配します。不動産の登記名義を遺言に記載された者の名義にするとか、動産を相続人に引き渡したりします。必要であれば、遺言の執行に関連する権利の主張や訴訟もできます。相続人以外に財産を遺贈したいという希望が遺言書にある場合は、その配分・指定にしたがって遺産を引き渡します。

③その他の手続

遺言執行者は、子の認知をする旨の遺言があるときは、認知の届出をします。また、相続人を廃除する旨、あるいは廃除を取り消す旨の遺言があるときは、その旨家庭裁判所に申し立てます。

遺言執行者はこのような職務をこなしていかなければなりません。遺言執行者は、遺産の調査や遺言の執行内容などを相続人等に報告していく義務がありますが、執行が済むまではすべての財産の持ち出しを差し止める権限を持っています。遺言執行者は、遺言執行の職務を終了したとき職務に応じた報酬の支払いを受けることができます。その報酬額は遺言でも指定できますが、家庭裁判所で定めることもできます。